

# 一般社団法人日本ガス協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本ガス協会（英文名 The Japan Gas Association 略称「JGA」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議を得て、必要な地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、ガス事業法（「電気事業法等の一部を改正する等の法律」（平成27年法律第47号）附則第1条第5号に規定する政令（以下「改正法施行令」という。）で定める日から施行される改正ガス事業法をいう。以下同じ。）に基づき一般ガス導管事業の許可を受け、かつガス小売事業の登録を完了した事業者が行うガス事業（ガス事業法第2条第11項に定める事業をいう。以下同じ。）の健全な発展を図るとともに、天然ガスの普及拡大、エネルギーの安定供給と保安の確保及び環境問題等への対応を通じて、わが国の経済と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、ガス事業及びこれらに付帯する事業に関して、以下の各号に定める事業を行う。

- (1) 調査研究及び企画
- (2) 社会や政府への意見の表明
- (3) 知識の普及及び啓発
- (4) 環境保全への対応
- (5) 技術の開発支援及び普及活動
- (6) 保安の向上及び災害被災地の早期被害復旧支援活動
- (7) 情報の収集提供及び図書の出版
- (8) 国内外の関係機関との交流及び連携
- (9) 本会所有のビルの管理及び運営
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第8号及び第10号の事業は、国内及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 一般ガス導管事業の許可を受け、かつガス小売事業の登録の完了した事業者であつて、本会の目的に賛同して入会する者
  - (2) 準会員 前号に該当しないガス事業者で、本会の目的に賛同して入会する者
  - (3) 賛助会員 本会の事業に協力しようとする、ガス事業者以外の法人又は団体で、入会にあたり正会員の推薦がある者。ただし、日本国内に事業所のある者に限る。
- 2 前項に定める正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
- 3 本条第1項の規定にかかわらず、本会の会員として特別会員を置き、同項第1号の正会員に該当しないガス事業者で、改正法施行令によるガス事業法の施行日前日において本会の正会員であった者は、施行日付けで特段の入会手続を要せず特別会員となる。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 会員にあつては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に必要な費用に充てるため、会員は、総会において別に定める会費及び負担金を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 退会は、事業の廃止等のやむを得ない事由による場合を除き、本会の事業年度末日をもって行うこととする。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の多数による決議をもって、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、

除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。
- (2) 会費又は負担金を納入せず、督促後なお1年以上納入しないとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失時に未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 総会

(種別及び構成)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。
- 3 前々項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 事業報告書の承認、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 会費の分担基準及びその納入方法
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後75日以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員総数の5分の1以上から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、総会を招集する。

3 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、総会の日々の1週間前までに通知しなければならない。ただし、理事会の決議により総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができる場合とは、総会の日々の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1会員につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、正会員総数の議決権の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理人、書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合において、総会に出席できない正会員は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

2 前項において総会に出席できない正会員は、代理権を証する書面を総会ごとに提出しなければならない。

3 総会の招集にあたって、理事会の決議により、総会に出席できない正会員は、書面をもって議決権を行使できるものとする。この場合においては、当該書面によって行使された議決権の数は、出席した正会員の定足数及び議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 32人以上37人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち、1人を会長、3人以上4人以内を副会長、1人を専務理事、1人以上3人以内を常務理事とする。

3 前項の会長、副会長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐して、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定められた順序により、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、その職務を代行する。

5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を処理する。

6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

3 任期中に交代した理事又は監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の任期の満了するときまでとする。また、増員した理事の任期は、他の現任者の任期の満了のときまでとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員総数の3分の2以上の多数による決議をもって行う。

2 前項の規定により理事及び監事を解任する場合は、当該理事及び監事にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該理事及び監事に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上開催する。ただし、次

の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的たる事項を示して会長に招集の請求があったとき。
- (3) 監事から、法令の定めるところにより、会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第7章 正副会長会議

(構成及び権限)

第35条 本会に正副会長会議を置く。

- 2 正副会長会議は、会長及び副会長をもって構成する。
- 3 正副会長会議は、理事会から委任された事項を審議する。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費収入

- (3) 負担金収入
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第38条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の決議によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から75日以内に総会の承認を得るものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、総会の決議を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。
- 3 第1項の総会の承認を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の決議により行う。
- 4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、通常総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員



名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第42条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第43条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(重要な資産の処分等及び借入金)

第44条 本会は、重要な財産の処分及び譲受けをしようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の多数による決議を得るものとする。

2 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の多数による決議を得るものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において正会員総数の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、変更することができる。

(解散)

第46条 本会は、総会において正会員総数の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、又はその他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 地方部会

(名称及び所管地域)

第48条 本会は事業の円滑な遂行を図るとともに地域固有の活動に資するため、支部として地方部会を置くものとし、地方部会の名称及び所管地域は、理事会の決議を得て別に定める。

(会員の所属)

第49条 本会の正会員は、原則として、その一般ガス導管事業を営む地域を所管するそれぞれの地方部会に所属するものとする。

(地方部会長)

第50条 地方部会長は、理事のうちから、当該地方部会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 補則

(専門委員会)

第52条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

(事務局)

第53条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

(実施細則)

第54条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法という」）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は鳥原光憲、尾崎裕、水野耕太郎、小川弘毅、高橋晴樹とする。

- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人日本ガス協会の会員である者は、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人日本ガス協会の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 5 社団法人日本ガス協会の諸規程等は、一般社団法人日本ガス協会の諸規程等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

附 則（平成24年6月14日第60回通常総会）

- 1 この定款は、平成24年6月14日の本会通常総会における議決を得て、同日から施行する。

附 則（平成28年6月13日第64回通常総会）

- 1 この定款は、改正法施行令によりガス事業法が施行される日から施行する。ただし、第5条第1項第2号及び第21条第2項については平成28年6月14日から施行する。
- 2 準会員資格の判断にあたっては、ガス小売事業の登録の完了した者は、ガス事業法施行日前においてもガス事業者とみなす。